官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（六六）　二
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（六七）　二
〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二〇）　三
〔省　令〕
○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務一五）　三
○国債の発行等に関する省令及び政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令（財務一〇）　四
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　四
○食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（同二）　四
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・農林水産二）　四
○農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（農林水産一〇）　四
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通一）　五
○車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（国土交通一八）　五
○道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（同一九）　五
〔告　示〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁一八）　五
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（同一九）　五
○電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件の一部を改正する件（総務八三）　五
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（同八四）　五
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同八五）　五
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同八六）　六
○積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針の一部を改正する件（総務・財務・文部科学・厚生労働一）　六
○健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（厚生労働六四）　六
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産四七一）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通二〇二、二〇三）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一一三～一二一）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局一三）　七
○道路に関する件（四国地方整備局二一、二二）　七
○都市計画に関する件（同二三）　七
○都市計画に関する件（九州地方整備局三六）　七
○道路に関する件（同三七、三八）　七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔官庁報告〕

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　九州地方整備局公示（九州地方整備局）

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示（福島労働局最低工賃公示一）　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令**（政令第六六号）（法務省）

1　本庄区検察庁、東金区検察庁、笠間区検察庁、古河区検察庁、群馬富岡区検察庁、熱海区検察庁、大阪池田区検察庁、茨木区検察庁、東大阪区検察庁、枚方区検察庁、富田林区検察庁、加古川区検察庁、甲賀区検察庁、春日井区検察庁、新城区検察庁、小林区検察庁及び湯沢区検察庁の位置を改正することとした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令**（政令第六七号）（文部科学省）

1　小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和七年度における義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十六号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表本庄簡易裁判所の項中「本庄市」を「熊谷市」に改め、同表東金簡易裁判所の項中「東金市」を「匝瑳市」に改め、同表笠間簡易裁判所の項中「笠間市」を「水戸市」に改め、同表古河簡易裁判所の項中「古河市」を「下妻市」に改め、同表群馬富岡簡易裁判所の項中「富岡市」を「高崎市」に改め、同表熱海簡易裁判所の項中「熱海市」を「沼津市」に改め、同表大阪池田簡易裁判所の項中「池田市」を「大阪市」に改め、同表茨木簡易裁判所の項中「茨木市」を「大阪市」に改め、同表東大阪簡易裁判所の項中「東大阪市」を「大阪市」に改め、同表枚方簡易裁判所の項中「枚方市」を「大阪市」に改め、同表富田林簡易裁判所の項中「富田林市」を「羽曳野市」に改め、同表右京簡易裁判所の項中「京都市右京区」を「京都市上京区」に改め、同表宇治簡易裁判所の項中「宇治市」を「京都市上京区」に改め、同表加古川簡易裁判所の項中「加古川市」を「姫路市」に改め、同表甲賀簡易裁判所の項中「甲賀市」を「大津市」に改め、同表春日井簡易裁判所の項中「春日井市」を「名古屋市」に改め、同表新城簡易裁判所の項中「新城市」を「豊橋市」に改め、同表小林簡易裁判所の項中「小林市」を「都城市」に改め、同表湯沢簡易裁判所の項中「湯沢市」を「横手市」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十七号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「六十五分の四」を「百三十分の九」に改め、同項第三号中「四十五分の二」を「二十分の一」に改め、同項第四号中「十五分の二」を「二十分の三」に改め、同条第七項中「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「四十五分の二」を「二十分の一」に改め、同項第三号中「十五分の二」を「二十分の三」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第二十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　［略］	第一編　［同上］
第二編　財務諸表	第二編　［同上］
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　損益計算書	第三章　［同上］
［第一節～第六節　略］	［第一節～第六節　同上］
第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の三）	第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の二）
［第四章～第七章　略］	［第四章～第七章　同上］
［第三編～第六編　略］	［第三編～第六編　同上］
附則	附則
（リースに関する注記）	（リース取引に関する注記）
第八条の六　リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。	**第八条の六**　ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるも
一　財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条	

の二第一項において同じ。）である場合　次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　会計方針に関する情報　次に掲げる会計処理を行つた場合には、その旨及び当該会計処理の内容

(1)　リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを区分せずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理

(2)　指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理

(3)　借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理

ロ　リース特有の取引に関する情報　次に掲げる事項（貸借対照表において区分して表示していないものに限る。）

(1)　次に掲げる事項（貸借対照表において区分して表示していないものに限る。）

(i)　使用権資産（借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表の科目ごとの金額

(ii)　イ(2)に掲げる会計処理を行つた場合には、当該会計処理を行つたリースに係るリース負債が含まれる科目及び当該リース負債の金額

(iii)　イ(3)に掲げる会計処理を行つた場合であつて、かつ、権利金等の減価償却を行わなかつたときは、償却していない旧借地権（借地借家法（平成三年法律第九十号）附則第二条の規定による廃止前の借地法（大正十年法律第四十九号）の規定により設定された借地権をいう。(iii)において同じ。）の設定に係る権利金等又は普通借地権（定期借地権（借地借家法第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定の適用を受けるものをいう。）以外の借地権（旧借地権を除く。）をいう。）の設定に係る権利金等が含まれる科目及び当該権利金等の金額

(2)　次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める事項（損益計算書において区分して表示していないものに限る。）

(i)　短期リース（リース開始日において、借手のリース期間が十二月以内であり、購入オプションを含まないリースをいう。）について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたつて費用として計上する場合　当該短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額（借手のリース期間が一月以内のリースに係る費用及び少額リースに係る費用の発生額を除く。）

(ii)　借手の変動リース料をリース負債に含めない場合　当該変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額

(3)　セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう。以下この項及び第九十八条の三において同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。）については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項

(i)　セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額

のをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合

イ　当事業年度末におけるリース資産の内容

ロ　リース資産の減価償却の方法

二　財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

イ　当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。以下この号において同じ。）部分の金額及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借主又は第三者による保証のない額をいう。）部分の金額並びに受取利息相当額

ロ　当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

2　当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。以下この項において同じ。）であつて、借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務について利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

4　前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ii)　資産の譲渡とリースバックを一の取引とみて、金融取引として会計処理を行つた場合　当該会計処理を行つた資産がある旨並びに当該資産の科目及びその金額

(iii)　(ii)の会計処理以外の会計処理を行つた場合　当該セール・アンド・リースバック取引の主要な条件

(4)　サブリース取引（原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手との間のリースが依然として有効である取引をいう。(4)において同じ。）については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項

(i)　使用権資産のサブリースによる収益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

(ii)　ヘッドリース（サブリース取引における当初の貸手と借手との間のリースをいう。(4)において同じ。）における借手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引について計上した損益を、損益計算書において区分して表示していない場合　当該損益が含まれる科目及び当該損益の金額

(iii)　転リース取引（サブリース取引のうち、ヘッドリースの原資産の所有者から当該原資産のリースを受け、さらに同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引をいう。）に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債を利息相当額を控除する前の金額で計上する場合であつて、かつ、当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債を貸借対照表において区分して表示していない場合　当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債が含まれる科目並びにそれぞれの金額

ハ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報　次に掲げる事項

(1)　リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額（少額リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を除く。）

(2)　使用権資産の増加額

(3)　使用権資産に対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表に表示する科目ごとの使用権資産に係る減価償却の金額

ニ　財務諸表提出会社がファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴つて生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合　次のイ又はロに掲げる情報の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　リース特有の取引に関する情報　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1)　リース債権及びリース投資資産に関して、貸借対照表において次の(i)又は(ii)に掲げる事項を区分して表示していない場合　次に掲げる事項

(i)　リース債権について、リース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。イ(1)並びにロ(3)及び(4)において同じ。）部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）及び受取利息相当額

(ii)　リース投資資産について、リース料債権部分及び見積残存価額部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）並びに受取利息相当額

(2)　リース債権及びリース投資資産に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報　次に掲げる事項

(1)　リース債権の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(2)　リース投資資産の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(3)　リース債権に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

(4)　リース投資資産に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

三　財務諸表提出会社がオペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合には、当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に係る貸借対照表日後五年内における一年ごとの受取予定額及び貸借対照表日後五年超の受取予定額

2　前項各号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

3　第一項第一号ロ及びハ、第二号並びに第三号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、当該事項の記載を省略することができる。

4　第一項第一号イに掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

5　第一項第一号ロ(1)(i)に掲げる事項は、貸借対照表の科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産の帳簿価額の金額を注記することを妨げない。

6　第一項第一号ハ(3)に掲げる事項は、貸借対照表に表示するであろう科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産に係る減価償却の金額の注記を行うことを妨げない。

7　第一項第二号イ(1)に掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号イ(1)(i)及び(ii)を合算して注記することができる。

8　第一項第二号ロに掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号ロ(1)及び(2)又は(3)及び(4)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができる。

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　［略］

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

［(1)～(3)　略］

［ハ・ニ　略］

［2～8　略］

9　社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第百二十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

10　［略］

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百三十九条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　略］

2　前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第二号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

3　第一項第二号の賃貸等不動産の貸借対照表計上額について、貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

4　前三項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　［同上］

一　［同上］

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

［(1)～(3)　同上］

［ハ・ニ　同上］

［2～8　同上］

9　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第百二十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

10　［同上］

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項及び第二百三十九条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

2　前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十六条の二　所有権移転ファイナンス・リース（契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リースをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース（所有権移転ファイナンス・リース以外のファイナンス・リースをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

（流動資産の区分表示）

第十七条　［略］

［2～4　略］

5　第一項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

6　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第四号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第五号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

7　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（有形固定資産の範囲）

第二十二条　次に掲げる資産（第一号から第八号までに掲げる資産にあつては、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

［一～七　略］

八　使用権資産（対応する原資産が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

［九・十　略］

（有形固定資産の区分表示）

第二十三条　有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～七　略］

八　使用権資産（対応する原資産が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

［九・十　略］

第十六条の二　所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

（流動資産の区分表示）

第十七条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（有形固定資産の範囲）

第二十二条　次に掲げる資産（ただし、第一号から第八号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

［一～七　同上］

八　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

［九・十　同上］

（有形固定資産の区分表示）

第二十三条　［同上］

［一～七　同上］

八　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

［九・十　同上］

２　［略］

３　第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（減価償却累計額の表示）

第二十五条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、使用権資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、使用権資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

２　［略］

（無形固定資産の範囲）

第二十七条　次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

［一～十一　略］

十二　使用権資産（対応する原資産が第二号から第七号まで、第九号から前号まで及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

［十三・十四　略］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～九　略］

十　使用権資産（対応する原資産が第二号から第六号まで、第八号、前号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

［十一・十二　略］

２　［略］

３　第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第一号、第七号、第十号及び第十一号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

［一～五　略］

六　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

七　［略］

２　［同上］

３　第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

（減価償却累計額の表示）

第二十五条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条　第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

２　［同上］

（無形固定資産の範囲）

第二十七条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

［十三・十四　同上］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　［同上］

［一～九　同上］

十　リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

［十一・十二　同上］

２　［同上］

３　第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

第三十一条の三　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

（投資その他の資産の区分表示）

第三十二条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～十三　略］

十四　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

十五　［略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第十四号に掲げる項目に属する資産については、同項第十五号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

第三十三条　第三十二条第一項第十五号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二　リース負債のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　リース負債

［五～十四　略］

［2～5　略］

6　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

第五十一条の二　リース負債のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　リース負債

［五～十　略］

［2・3　略］

第三十一条の三　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

（投資その他の資産の区分表示）

第三十二条　［同上］

［一～十三　同上］

［号を加える。］

十四　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

第三十三条　第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース債務

［五～十四　同上］

［2～5　同上］

［項を加える。］

第五十一条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース債務

［五～十　同上］

［2・3　同上］

4　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（営業外費用の表示方法）

第九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

2　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第九十八条の三　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。第三百三条の二において同じ。）

二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。第三百三条の二において同じ。）

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益の科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百十九条　［略］

2　前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、使用権資産の取得、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、現物出資による株式の取得又は資産の交換、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

［項を加える。］

（営業外費用の表示方法）

第九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

［項を加える。］

［条を加える。］

（キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百十九条　［同上］

2　前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

第百二十二条　別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。

［一～六の二　略］

七　電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

［イ～ホ　略］

ヘ　借入金、長期未払債務、リース負債、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

ト　［略］

［八～十三　略］

第百二十五条　当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

（各資産の範囲）

第百五十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（リースに関する注記）

第二百二十条　第八条の六の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号ロ⑴及び⑷並びにハ⑶並びに第二号イ⑴、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ⑵から⑷まで、第二号イ⑵及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第二号ロ⑶及び⑷並びに第三号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第三項及び第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

第百二十二条　［同上］

［一～六の二　同上］

七　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

ト　［同上］

［八～十三　同上］

第百二十五条　当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

（各資産の範囲）

第百五十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（リース取引に関する注記）

第二百二十条　第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百三十九条　第八条の三十第一項（第一号及び第四号を除く。）、第二項（第一項第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、第一項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　［略］

（各資産の範囲）

第二百四十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百五十条　［略］

4　［2・3　略］

第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号に掲げる資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

5　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第四号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

6　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第二百六十四条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　リース負債

［五～八　略］

［2～4　略］

5　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百三十九条　第八条の三十（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　［同上］

（各資産の範囲）

第二百四十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百五十条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（流動負債の区分表示）

第二百六十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース債務

［五～八　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～七　略］

［2～4　略］

5　前条第五項の規定は、第一項第三号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（営業外費用の表示方法）

第二百九十三条　［略］

2　［略］

3　第九十三条の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第三百三条の二　第九十八条の三の規定は、ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額並びにオペレーティング・リースに係る収益について準用する。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
資産の部		
［略］		
固定資産		
有形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
使用権資産（純額）	×××	×××
［略］		
無形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
［略］		

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～七　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（営業外費用の表示方法）

第二百九十三条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
［同左］		

投資その他の資産		
［略］		
投資不動産	×××	×××
［略］		
投資不動産（純額）	×××	×××
使用権資産	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
負債の部		
流動負債		
［略］		
リース負債	×××	×××
［略］		
固定負債		
［略］		
リース負債	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

様式第五号の二

【貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当事業年度 （　　年　月　日）
資産の部		
［略］		
固定資産		
有形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
［略］		
無形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
［略］		

［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
投資不動産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

様式第五号の二

【貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当事業年度 （　　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
［同左］		

投資その他の資産		
［略］		
繰延税金資産	×××	×××
使用権資産	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
負債の部		
流動負債		
［略］		
リース負債	×××	×××
［略］		
固定負債		
［略］		
リース負債	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

４．ファイナンス・リースの貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。

［５．・６．　略］

様式第六号

【損益計算書】

（単位：　　円）

	前事業年度 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当事業年度 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
［略］		
営業外費用		
支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××
［略］		
［略］		

（記載上の注意）

［略］

［同左］		
［同左］		
繰延税金資産	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

４．ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。

［５．・６．　同左］

様式第六号

【損益計算書】

（単位：　　円）

	前事業年度 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当事業年度 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
［同左］		
営業外費用		
支払利息	×××	×××
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）

［同左］

様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（円）	当期償却額（円）	差引当期末残高（円）
［略］							
長期前払費用							
使用権資産（投資その他の資産）							
［略］							

（記載上の注意）

１．有形固定資産（第23条第１項各号に掲げられている資産）、無形固定資産（第28条第１項各号に掲げられている資産）、長期前払費用、使用権資産（第32条第１項第14号に掲げられている資産）及び繰延資産（第37条第１項各号に掲げられている資産）について記載すること。

［２．～11.　略］

様式第十三号

【借入金等明細表】

区　　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
［略］				
１年以内に返済予定のリース負債				―
［略］				
リース負債（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［略］				

（記載上の注意）

１．第49条第１項第３号に規定する短期借入金、同項第４号及び第52条第１項第４号に規定するリース負債、同項第２号及び第３号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第５号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

［２．・３.　略］

様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（円）	当期償却額（円）	差引当期末残高（円）
［同左］							
長期前払費用							
［項を加える。］							
［同左］							

（記載上の注意）

１．有形固定資産（第23条第１項各号に掲げられている資産）、無形固定資産（第28条第１項各号に掲げられている資産）、長期前払費用及び繰延資産（第37条第１項各号に掲げられている資産）について記載すること。

［２．～11.　同左］

様式第十三号

【借入金等明細表】

区　　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
［同左］				
１年以内に返済予定のリース債務				―
［同左］				
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［同左］				

（記載上の注意）

１．第49条第１項第３号に規定する短期借入金、同項第４号及び第52条第１項第４号に規定するリース債務、同項第２号及び第３号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第５号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

［２．・３.　同左］

4．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。	4．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。
5．リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。	5．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
6．　［略］	6．　［同左］
様式第二十四号	**様式第二十四号**
【中間貸借対照表】	【中間貸借対照表】
（単位：　円）	（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
［略］		
負債の部		
流動負債		
［略］		
リース負債	×××　　×××　　×××	

改正後

（リースに関する注記）

第十五条の三　財務諸表等規則第八条の六（第三項及び第四項を除く。）の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第一号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

（関連当事者との取引に関する注記）

第十五条の四の二　連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

［一～八　略］

九　関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号及び第三号の二並びに第二百三十五条第一項第三号及び第三号の二において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

十　［略］

［2～6　略］

（金融商品に関する注記）

第十五条の五の二　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　［略］

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

［(1)～(3)　略］

［ハ・ニ　略］

［2～8　略］

改正前

（リース取引に関する注記）

第十五条の三　財務諸表等規則第八条の六（第四項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

（関連当事者との取引に関する注記）

第十五条の四の二　［同上］

［一～八　同上］

九　関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号及び第二百三十五条第一項第三号において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項

［イ～ハ　同上］

十　［同上］

［2～6　同上］

（金融商品に関する注記）

第十五条の五の二　［同上］

一　［同上］

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

［(1)～(3)　同上］

［ハ・ニ　同上］

［2～8　同上］

９　社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　略］

２　前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第二号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

３　第一項第二号の賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額について、連結貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

（各資産の範囲）

第二十二条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二十三条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第二号から第二号の三までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～二の三　略］

三　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三の二　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［四～八　略］

［２～５　略］

９　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（各資産の範囲）

第二十二条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二十三条　［同上］

［一～二の三　同上］

三　リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［号を加える。］

［四～八　同上］

［２～５　同上］

6　第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

7　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

8　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（有形固定資産の区分表示）

第二十六条　有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～三　略］

四　使用権資産（対応する原資産が前三号及び第六号に掲げるものである場合に限る。）

［五・六　略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

4　［略］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号、第二号又は第三号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第四号に属する資産と一括して掲記することができる。

一　［略］

二　使用権資産（対応する原資産が第四号に掲げるもの（財務諸表等規則第二十七条第八号に掲げるものを除く。）である場合に限る。）

［三・四　略］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（有形固定資産の区分表示）

第二十六条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前三号及び第六号に掲げるものである場合に限る。）

［五・六　同上］

2　［同上］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

4　［同上］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　［同上］

一　［同上］

二　リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が次号及び第四号に掲げるものである場合に限る。）

［三・四　同上］

２　［略］

３　第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目に属する資産については、同項第四号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

［４・５　略］

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～四　略］

五　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

六　［略］

［２～４　略］

５　第二十三条第三項の規定は、第一項第六号の資産について準用する。

６　第一項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げる項目に属する資産については、同項第六号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（流動負債の区分表示）

第三十七条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号の二及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～八　略］

［２～６　略］

７　第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第三十八条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号及び第七号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

２　［同上］

３　第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第四号に掲げる項目に含めることができる。

［４・５　同上］

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

五　［同上］

［２～４　同上］

５　第二十三条第三項の規定は、第一項第五号の資産について準用する。

［項を加える。］

（流動負債の区分表示）

第三十七条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～八　同上］

［２～６　同上］

［項を加える。］

（固定負債の区分表示）

第三十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース負債
［四～十　略］
［２～４　略］
５　第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。
（営業外費用の表示方法）
第五十八条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
２　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。
（リースに係る収益及び損益の表示方法）
第六十七条の二　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
一　ファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴つて生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下この項及び第二百八十六条の二において同じ。）に係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。同条において同じ。）
二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
三　オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう。）のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。）
２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益に属する科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。
（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）
第九十条　［略］
２　前項第五号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、使用権資産の取得、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、現物出資による株式の取得又は資産の交換、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

三　リース債務
［四～十　同上］
［２～４　同上］
［項を加える。］
（営業外費用の表示方法）
第五十八条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
［項を加える。］
［条を加える。］
（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）
第九十条　［同上］
２　前項第五号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（金融商品に関する注記）

第百十一条　金融商品（リース負債を除く。）については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［２～８　略］

（各資産の範囲）

第百二十八条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（リースに関する注記）

第二百八条　財務諸表等規則第八条の六（第三項及び第四項を除く。）の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第一号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百二十五条　第十五条の二十四第一項（第一号及び第四号を除く。）、第二項（第一項第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第一項第二号中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第三項中「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と読み替えるものとする。

（金融商品に関する注記）

第百十一条　金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［２～８　同上］

（各資産の範囲）

第百二十八条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（リース取引に関する注記）

第二百八条　財務諸表等規則第八条の六（第四項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百二十五条　第十五条の二十四（第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第二号中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

２　前項において準用する第十五条の二十四第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

（各資産の範囲）

第二百三十四条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百三十五条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三の二　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［四～六　略］

［2・3　略］

４　第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

５　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

６　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

２　前項において準用する第十五条の二十四第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

（各資産の範囲）

第二百三十四条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百三十五条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［号を加える。］

［四～六　同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（流動負債の区分表示）

第二百五十条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～七　略］

［2～4　略］

5　第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～八　略］

［2～4　略］

5　前条第五項の規定は、第一項第三号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（営業外費用の表示方法）

第二百七十五条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

2　第五十八条第二項の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第二百八十六条の二　第六十七条の二の規定は、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額並びにオペレーティング・リースに係る収益について準用する。

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第三百十条　第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、第八十八条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第二百五十条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～七　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～八　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（営業外費用の表示方法）

第二百七十五条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

［項を加える。］

［条を加える。］

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第三百十条　第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　　円）

	前連結会計年度 （　　年　月　日）	当連結会計年度 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
リース債権	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース投資資産（純額）	×××	×××
［略］		
固定資産		
有形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
使用権資産（純額）	×××	×××
［略］		
無形固定資産		
［略］		
使用権資産	×××	×××
［略］		
投資その他の資産		
［略］		
繰延税金資産	×××	×××
使用権資産	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　　円）

	前連結会計年度 （　　年　月　日）	当連結会計年度 （　　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債権及びリース投資資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース資産	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
繰延税金資産	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		

負債の部
　流動負債
　　［略］
　　リース負債　×××　×××
　　［略］
　固定負債
　　［略］
　　リース負債　×××　×××
　　［略］
　［略］
［略］
（記載上の注意）
　［１．・２．　略］

様式第五号

【連結損益計算書】

（単位：　円）

	前連結会計年度（自　年　月　日　至　年　月　日）	当連結会計年度（自　年　月　日　至　年　月　日）
［略］		
営業外費用		
支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××
［略］		
［略］		

（記載上の注意）
　［略］

様式第十号

【借入金等明細表】

区　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
［略］				
１年以内に返済予定のリース負債				―
［略］				

［同左］
　［同左］
　　［同左］
　　リース債務　×××　×××
　　［同左］
　［同左］
　　［同左］
　　リース債務　×××　×××
　　［同左］
　［同左］
［同左］
（記載上の注意）
　［１．・２．　同左］

様式第五号

【連結損益計算書】

（単位：　円）

	前連結会計年度（自　年　月　日　至　年　月　日）	当連結会計年度（自　年　月　日　至　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
支払利息	×××	×××
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）
　［同左］

様式第十号

【借入金等明細表】

区　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
［同左］				
１年以内に返済予定のリース債務				―
［同左］				

リース負債（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［略］				

（記載上の注意）

１．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース負債、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の２第１項に規定するノンリコース債務をいう。６において同じ。）については、短期借入金、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

［２．～４．　略］

５．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

６．リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

７．　［略］

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度（　年　月　日）	当中間連結会計期間（　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産（純額）	×××	×××
［略］		
［略］		

リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［同左］				

（記載上の注意）

１．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース債務、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の２第１項に規定するノンリコース債務をいう。６において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

［２．～４．　同左］

５．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

６．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

７．　［同左］

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度（　年　月　日）	当中間連結会計期間（　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		

負債の部 　流動負債 　　［略］ 　　リース負債　××× 　　［略］ 　固定負債 　　［略］ 　　リース負債　××× 　　［略］ 　　［略］ （記載上の注意） 　　［略］	［同左］ 　　［同左］ 　　リース債務　××× 　　［同左］ 　　［同左］ 　　リース債務　××× 　　［同左］ 　　［同左］ （記載上の注意） 　　［同左］
様式第二十二号 **【中間連結損益計算書】** （単位：　円） 前中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日） 当中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日） ［略］ 営業外費用 　支払利息　××× 　リース負債に係る利息費用　××× 　［略］ 　［略］ （記載上の注意） 　［略］	**様式第二十二号** **【中間連結損益計算書】** （単位：　円） 前中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日） 当中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日） ［同左］ ［同左］ 　支払利息　××× 　［同左］ 　［同左］ （記載上の注意） 　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項及び第三項において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあっては新財務諸表等規則第十七条第五項から第七項まで、第三十一条の三（新財務諸表等規則第百五十九条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第九十八条の三（新財務諸表等規則第三百三条の二において準用する場合を含む。）の改正規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

３　前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

４　前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新連結財務諸表規則」という。）の規定（第三百十条の規定を除く。）は、令和九年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この項及び第三項において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則（第三百十条の規定を除く。）の規定を適用することができる。

２　前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第三百十条の改正規定に係るものを除くほか、連結財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新連結財務諸表規則第二十三条第一項及び第六項から第八項まで、第六十七条の二（新連結財務諸表規則第二百八十六条の二において準用する場合を含む。）、第二百三十五条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二十二条、第百二十八条及び第二百三十四条において準用する新財務諸表等規則第三十一条の三の改正規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

３　前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

省　令

○総務省令第十五号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行に伴い、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

総務大臣　村上誠一郎

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（令和四年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則
（用語）	（用語）
第一条　この省令において使用する用語は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	［新設］
一　報告年度　四月一日から翌年三月三十一日までをいう。	
二　公表年度　四月一日から翌年三月三十一日までをいう。	

三　人工知能関連技術　人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

四　外国法人等　外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。

五　国内代表者等　国内における代表者又は国内における代理人をいう。

（発信者情報）

第二条　法第二条第十号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第十一条第二項において同じ。）

［五～十四　略］

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第八条　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める者は、同項の指定に係る特定電気通信役務を一月間に利用した者（当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者及び日本国外にあると推定される者を除く。）とする。

2　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める期間は、一年間とする。

3　法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、一千万とする。

4　法第二十条第一項第一号ロの総務省令で定める期間は、一年間とする。

5　法第二十条第一項第一号ロの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、二百万とする。

6　法第二十条第一項第三号の総務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの

二　不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの

（平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の報告）

第九条　各報告年度における特定電気通信役務ごとの平均月間発信者数が九百万以上又は平均月間延べ発信者数が百八十万以上である特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信役務について、毎報告年度経過後一月以内に、様式第一の報告書を提出しなければならない。

（発信者情報）

第二条　法第二条第六号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

四　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

［五～十四　同上］

［新設］

［新設］

２　前項の規定にかかわらず、特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数に関し、総務大臣から要求があったときは、遅滞なく様式第一の報告書を提出しなければならない。

（平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数の推計）

第十条　法第二十条第四項の総務省令で定める合理的な方法は、次に掲げるものとする。

一　総務大臣が個人又は法人その他の団体に対し、当該者の同意を得て事実の報告を求めることにより行う特定電気通信役務の利用に関する調査の結果に基づき算出する方法

二　特定電気通信設備の記録媒体に記録され、又は特定電気通信設備の送信装置に入力された情報を電子情報処理組織を用いて収集し、又は分析する方法による調査の結果に基づき算出する方法

［新設］

（大規模特定電気通信役務提供者の届出）

第十一条　法第二十一条第一項の規定により届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第二の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　大規模特定電気通信役務提供者が法人（外国法人等を除く。）である場合　当該法人の定款（これに相当する書類を含む。）及び登記事項証明書（これに相当する書類を含む。以下同じ。）

二　大規模特定電気通信役務提供者が法人以外の団体（外国法人等を除く。）である場合　当該団体の目的、組織及び運営等を明らかにする書類、役員の名簿並びに当該役員の住民票の写し（これに相当する書類を含む。以下同じ。）

三　大規模特定電気通信役務提供者が個人（外国法人等を除く。）である場合　当該個人の住民票の写し

四　大規模特定電気通信役務提供者が外国法人等である場合　当該外国法人等の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類及び当該外国法人等の国内代表者等が法人の場合にあっては当該国内代表者等の登記事項証明書、当該外国法人等の国内代表者等が個人の場合にあっては当該国内代表者等の住民票の写し

２　法第二十一条第一項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号及び電子メールアドレス（外国法人等にあっては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレスを含む。）

二　法第二十二条第一項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

三　法第二十六条第一項の基準の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

［新設］

第十二条　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　大規模特定電気通信役務提供者が法人である場合　当該変更後の当該法人の登記事項証明書

二　大規模特定電気通信役務提供者が法人以外の団体である場合　当該変更が行われたことを証する書類

三　大規模特定電気通信役務提供者が個人である場合　当該変更後の当該個人の住民票の写し

2　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　国内代表者等を変更した場合であって当該変更後の国内代表者等が法人であるとき　当該国内代表者等の登記事項証明書及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類

二　国内代表者等を変更した場合であって当該変更後の国内代表者等が個人であるとき　当該国内代表者等の住民票の写し及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

3　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書を提出しなければならない。

（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）

第十三条　法第二十二条第一項の申出を行うための方法は、被侵害者が日本語による申出を行うことができるものでなければならない。　［新設］

2　法第二十二条第一項の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（侵害情報調査専門員の数）

第十四条　法第二十四条第二項の総務省令で定める数は、大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数にかかわらず、全ての大規模特定電気通信役務の種別について、大規模特定電気通信役務ごとに一人とする。　［新設］

（侵害情報調査専門員の選任及び変更の届出）

第十五条　法第二十四条第三項の規定により届出をしようとする者は、総務大臣に、様式第五の届出書を提出しなければならない。　［新設］

2　法第二十四条第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　選任した専門員の数（法第二十四条第三項後段の場合にあっては、変更後の専門員の数）

二　選任した専門員の氏名、生年月日及び所属

三　当該者を選任した理由

（申出者に対する通知）

第十六条　法第二十五条第一項の総務省令で定める期間は、七日とする。　［新設］

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第十七条　法第二十六条第一項の総務省令で定める一定の期間は、十四日とする。　［新設］

（措置の実施状況等の公表）

第十八条　法第二十八条の規定により公表しようとする大規模特定電気通信役務提供者は、毎公表年度経過後二月以内に、次に掲げる要件を満たす方法により、公表しなければならない。　［新設］

一　インターネットを利用するものであること。

二　電子情報処理組織により判読できるものであること。

2　法第二十八条第一号に掲げる事項は、各公表年度における申出を受け付けた件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）とする。

3　法第二十八条第二号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一　法第二十五条第一項の規定により同項第一号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

二　法第二十五条第一項の規定により同項第二号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三　法第二十五条第一項ただし書の規定に基づき同項本文の通知をしなかった場合にあっては、その理由

四　法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第一号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

五　法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第二号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

六　法第二十五条第二項後段の規定により同項第一号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

七　法第二十五条第二項後段の規定により同項第二号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

八　法第二十五条第二項後段の規定により同項第三号に該当する旨の通知をした件数及び同号に規定するやむを得ない理由の具体的内容（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

4　法第二十八条第三号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一　法第二十七条の規定により発信者に通知等の措置を講じた件数（送信防止措置の種別及び送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

二　法第二十七条の規定に基づき通知等の措置を講じなかった場合にあっては、その理由（送信防止措置の種別に応じて区分されたものであること。）

5　法第二十八条第四号に規定する送信防止措置の実施状況は、各公表年度における日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況であって、日本の利用者に関する次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　延べ発信者数の総数又は役務提供停止措置の対象となる情報の発信者の総数及びその具体的な算定方法

二　利用者からの通報を受けて、送信防止措置（役務提供停止措置を除く。以下本号から第七号まで、第九号及び第十一号から第十四号までにおいて同じ。）を講じた件数及び講じなかった件数（送信防止措置を講じた理由又は講じなかった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三　自ら探知して送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

四　公的機関（裁判所を除く。）から送信防止措置を講ずるよう要請があった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

五　前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

六　裁判所から送信防止措置を講ずるよう判決又は決定があった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）

七　前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）

八　役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別及び当該措置を講ずることとなった経緯の別に応じて区分されたものであること。）

九　人工知能関連技術を用いて送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

十　人工知能関連技術を用いて役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

十一　送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数

十二　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数

十三　第十一号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて送信防止措置を撤回した件数

十四　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置を撤回した件数

十五　役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数

十六　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数

十七　第十五号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて役務提供停止措置を撤回した件数

十八　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置を撤回した件数

十九　選任した専門員の専門性及び当該者に対する訓練の内容

二十　送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及び当該者に対する訓練の内容

二十一　送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明

二十二　法第二十六条第三項の規定に基づき、基準の変更によって送信防止措置の対象となることが明らかとなった情報の種類

二十三　法第二十六条第四項の資料を作成し、公表している場合には、その公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

6　大規模特定電気通信役務提供者は、法第二十八条第五号に規定する評価を実施するに当たっては、次に掲げる事項について評価の基準を定めて行うものとする。

一　法第二十二条第一項の規定に基づき公表する申出を行うための方法

二　法第二十五条の規定に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況

三　法第二十五条第一項第二号の理由、同条第二項第三号に規定するやむを得ない理由及び法第二十七条本文前段の理由が個別的かつ具体的なものであるかの別

四　日本の利用者に関する送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置の整備
五　法第二十六条第一項の規定に基づき公表する送信防止措置の実施に関する基準の内容
六　日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況（第二号に掲げる事項を除く。）
七　大規模特定電気通信役務における、他人の権利を不当に侵害する情報、その流通が法令に違反する情報及び法第二十六条第一項の規定に基づき公表する送信防止措置の実施に関する基準により送信防止措置の対象となる情報の流通状況

7　法第二十八条第六号の総務省令で定める事項は、前項に規定する評価の基準（当該基準を変更した場合は、その変更の内容及び理由を含む。）とする。

（法第三十一条第一項の総務省令で定める書類）

第十九条　法第三十一条第一項の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第二十条第一項の規定による指定又は法第三十条第二項の規定による命令　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類
二　法第二十九条の規定による報告の徴収　当該徴収の内容及び理由を記載した書類
三　法第三十条第一項の規定による勧告　当該勧告の内容及び理由を記載した書類

［新設］

（公示送達の方法）

第二十条　法第三十三条第二項の総務省令で定める方法は、官報又は新聞紙に掲載するものとする。

［新設］

（報告等の用語）

第二十一条　法第二十条第三項の報告に係る様式第一の報告書、法第二十一条第一項の届出に係る様式第二の届出書、同条第二項の届出に係る様式第四の届出書、法第二十四条第三項の届出に係る様式第五の届出書、法第二十九条の報告に係る報告書並びに第十一条第一項第四号並びに第十二条第二項第一号及び第二号に規定する様式第三の書類（次項及び第三項において「報告書等」という。）は、日本語で作成するものとする。

［新設］

2　日本語で作成された報告書等を、特別の事情により、法で定める時期に提出することができない場合は、前項の規定にかかわらず、報告書等は、英語で作成するものとする。

3　前項の規定により英語で作成された報告書等を提出した場合にあっては、その提出後、遅滞なく、日本語で作成された報告書等を提出するものとする。

4　法第二十五条第一項の規定による通知、同条第二項の規定による通知及び法第二十七条の規定による通知等の措置は、日本語で実施するものとする。

5　法第二十六条第一項の基準、同条第四項の資料及び法第二十八条の事項は、日本語により表記されるものとする。

［新設］

様式第１（第９条第１項及び第２項関係）

特定電気通信役務に係る平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数について、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第20条第３項及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則第９条第１項又は第２項の規定により、報告します。

報告に係る報告年度	年　月　日から　年　月　日まで
特定電気通信役務の名称	
平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数の区分	□　平均月間発信者数が900万以上1,000万以下又は平均月間延べ発信者数が180万以上200万以下（次区分に該当する場合を除く。）
	□　平均月間発信者数が1,000万超又は平均月間延べ発信者数が200万超

注１　該当する□にレ印を付けること。

２　複数の特定電気通信役務について報告する場合には、表を適宜追加すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第２（第11条第１項関係）　［新設］

大規模特定電気通信役務提供者の届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

（ふりがな）

住　所

（ふりがな）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）第20条第１項の規定により、大規模特定電気通信役務提供者に指定されたので、法第21条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

２　外国法人等である場合において、国内代表者等の氏名又は名称及び国内の住所等

３　公表の方法

法第22条第１項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）	
法第26条第１項の基準の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第３（第11条第１項第４号並びに第12条第２項第１号及び第２号関係）

権限証明書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

（ふりがな）

住　所

（ふりがな）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス
（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

私は、次の者を（国内における代表者／国内における代理人）と定め、次の権限を付与したことを証します。

・　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限

郵便番号
（ふりがな）
住所
（ふりがな）
氏名　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号　（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス
（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第４（第12条関係）　［新設］

大規模特定電気通信役務提供者の氏名等変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス
（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり変更があったので、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）第21条第２項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前 変更後	変更年月日
氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	（ふりがな） （ふりがな）	
住所	郵便番号 （ふりがな） 郵便番号 （ふりがな）	
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内代表者等の氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	（ふりがな） （ふりがな）	
外国法人等の国内代表者等の住所	郵便番号 （ふりがな） 郵便番号 （ふりがな）	
外国法人等の国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス		

法第22条第１項の申出を行うための方法の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）		
法第26条第１項の基準の公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）		

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第15条第１項関係）

［新設］

侵害情報調査専門員の選任／変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第24条第１項の規定により、侵害情報調査専門員を選任／変更したので、同条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模特定電気通信役務の名称	
選任した侵害情報調査専門員の数	

侵害情報調査専門員の氏名	（ふりがな）
侵害情報調査専門員の生年月日	

侵害情報調査専門員の所属	（ふりがな）
当該者を選任した理由	

注１　複数の侵害情報調査専門員について届け出る場合には、氏名、生年月日、所属及び当該者を選任した理由の列を追加することにより届け出ること。

注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

○財務省令第十号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令及び政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣　加藤　勝信

国債の発行等に関する省令及び政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令

（国債の発行等に関する省令の一部改正）

第一条　国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札発行） **第五条**　［略］ ２　［略］ ３　入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、国債の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）でなければならない。 一　第八項第一号から第三号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者 二　［略］ ［４～11　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（入札発行） **第五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ 一　第八項第一号から第三号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者 二　［同上］ ［４～11　同上］

（政府資金調達事務取扱規則の一部改正）

第二条　政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札発行） **第五条**　［略］ ２　［略］	（入札発行） **第五条**　［同上］ ２　［同上］

3　入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、政府短期証券の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）でなければならない。 一　第八項第一号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、政府短期証券に関する事務について電子情報処理組織（発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用することができる者 二　［略］ ［4～11　略］	3　［同上］ 一　第八項第一号に規定する入札の方法　銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、政府短期証券に関する事務について電子情報処理組織（発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用することができる者 二　［同上］ ［4～11　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

（食品廃棄物等の発生の抑制）

第三条　食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～四　（略）

五　未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食品を十分に入手することができない者に提供する活動のためにまだ食べることができる食品の提供に努めること。

六　（略）

七　食品の製造又は加工を行う食品関連事業者については、次に掲げる措置の実施に努めること。

イ　賞味期限（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第一項第八号に規定する賞味期限をいう。ロにおいて同じ。）の表示方法について、年月で表示する等の工夫を行うこと。

ロ　食品の特性に応じて、製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長すること。

八　食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和すること、発注を早期に行うことその他の取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制の円滑な実施に資する措置の実施に努めること。

九　（略）

2　（略）

（情報の提供）

第十条　（略）

2　食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における第三条第一項第五号の活動のために提供したまだ食べることができる食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報を有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

改正前

（食品廃棄物等の発生の抑制）

第三条　食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～四　（略）

（新設）

五　（略）

（新設）

六　（略）

2　（略）

（情報の提供）

第十条　（略）

2　食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、農林水産省、経済産業省、令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別記様式（第１条関係）

（略）

表１～13　（略）

表14　判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
（略）	
食品廃棄物等の発生の抑制	
（略）	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと（例：需要予測精度の向上、売り切り（販売期限の見直しを含む。））	
（略）	
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと（例：提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと）	
未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために当該食品の提供に努めること（例：フードバンク、福祉施設への提供）	
（略）	
賞味期限の表示方法についての工夫や賞味期限の延長を行うよう努めること	
（削る。）	
取引先の食品関連事業者が食品廃棄物等の発生の抑制を実施できるよう努めること（例：納品期限の緩和、発注の早期化）	
必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること	
（略）	

改正前

別記様式（第１条関係）

（略）

表１～13　（略）

表14　判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
（略）	
食品廃棄物等の発生の抑制	
（略）	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと（例：需要予測精度の向上、売り切り（販売期限の見直しを含む。）、フードバンクや福祉施設への提供）	
（略）	
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと（例：提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと）	
（新設）	
（略）	
（新設）	
必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること	
フードチェーン全体での環境負荷を低減するため、サプライヤーに対して厳しい納品期限を課さないこと	
（新設）	
（略）	

情報の提供	
（略）	
未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報を有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供するよう努めること	
（略）	

表15　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号）第10条第２項の情報の提供の方法（情報を提供していない場合（表18において「有」と記入する場合は除く。）にあっては、その理由）

表16　未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量

有償：　t 無償：　t

表17・18　（略）

表19　表18において「無」とした場合、その理由

［備考］

１～13　（略）

14　表18において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表３の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況、表16の量及び表17の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。

情報の提供	
（略）	
食品廃棄物等の発生量等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めること	
（略）	

表15　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号）第10条第２項の情報の提供の方法（情報を提供していない場合（表17において「有」と記入する場合は除く。）にあっては、その理由）

（新設）

表16・17　（略）

（新設）

［備考］

１～13　（略）

14　表17において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表３の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況及び表16の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・農林水産省令第二号

日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第七条第五項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目） **第六十六条**　令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 （削る） 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。 四　主務大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 （登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目） **第六十七条**　前条の規定は、令第八条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同条第二号中「登録の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。 （登録外国認証機関の登録の更新に係る準用） **第六十八条**　第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十六条の規定は令第十条第四項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十六条第一号及び第二号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。	（登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目） **第六十六条**　令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。 三　（略） 四　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。 五　主務大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 （登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目） **第六十七条**　前条の規定は、令第八条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同条第三号中「登録の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。 （登録外国認証機関の登録の更新に係る準用） **第六十八条**　第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十六条の規定は令第十条第四項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十六条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）	（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）
第十三条　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。	**第十三条**　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。
一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。	一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。
（削る）	二　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。
二　（略）	三　（略）
三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。	四　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。
四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。	五　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。
（登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）	（登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）
第十四条　前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。	**第十四条**　前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。
（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正）	
第二条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。	

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（旅費の額の計算の細目）	（旅費の額の計算の細目）
第六十七条　令第四条の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。	**第六十七条**　令第四条の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。
一　検査又は調査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。	一　検査又は調査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。
二　（略）	二　（略）
三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円とすること。	三　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円とすること。
四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額は、算入しないこと。	四　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額は、算入しないこと。

（動物用医薬品等手数料規則の一部改正）

第三条　動物用医薬品等手数料規則（平成十七年農林水産省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（旅費相当額の計算の細目） **第二条**　令第四条第一項第一号、第五条第二項第一号及び第三項第一号、第七条第二項第一号、第七条の二第二項第一号、第八条第二項第一号、第八条の二第二項第一号、第九条第二項第一号、第九条の三第二項第一号、第十二条第二項第一号、第十三条第二項第一号、第十三条の二第二項第一号、第十四条第二項第一号、第十四条の三第二項第一号、第十九条第一項第一号、第二十条第二項第一号、第二十一条第二項第一号及び第三項第一号、第二十二条第二項第一号、第二十三条第二項第一号、第二十四条第二項第一号、第二十四条の三第二項第一号、第二十五条第一項第一号、第二十七条第二項第一号及び第三項第一号並びに第二十八条第二項第一号の旅費の額に相当する額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　審査、調査又は確認（以下「審査等」という。）のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。 四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 五　（略）	（旅費相当額の計算の細目） **第二条**　令第四条第一項第一号、第五条第二項第一号、第六条第二項第一号及び第三項第一号、第七条第二項第一号、第七条の二第二項第一号、第八条第二項第一号、第八条の二第二項第一号、第九条第二項第一号、第九条の三第二項第一号、第十二条第二項第一号、第十三条第二項第一号、第十三条の二第二項第一号、第十四条第二項第一号、第十四条の三第二項第一号、第十九条第一項第一号、第二十条第二項第一号、第二十一条第二項第一号及び第三項第一号、第二十二条第二項第一号、第二十三条第二項第一号、第二十四条第二項第一号、第二十四条の三第二項第一号、第二十五条第一項第一号、第二十七条第二項第一号及び第三項第一号並びに第二十八条第二項第一号の旅費の額に相当する額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　審査、調査又は確認（以下「審査等」という。）のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。 二　（略） 三　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。 四　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 五　（略）

附　則

この省令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○農林水産省
国土交通省
経済産業省令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主務大臣） **第八条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	（主務大臣） **第八条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。
（略）　（略）　（略） 香川用水施設緊急対策事業　香川用水施設　（略） （略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略） 香川用水施設緊急対策事業の対象である施設　香川用水施設緊急対策事業　（略） （略）　（略）　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第七項及び第四十七条の六第一項第一号並びに車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第二十三条の規定に基づき、車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準） **第十三条**　法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　長さ　次に掲げる値以下 イ　フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十五メートル ロ・ハ　（略） 五　（略）	（限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準） **第十三条**　法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　長さ　次に掲げる値以下 イ　フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十一メートル ロ・ハ　（略） 五　（略）
様式第二 （略） 〔Ⅰ〕　（略） 〔Ⅱ〕　審査請求又は処分の取消しの訴え この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３か月以内に　に、審査請求することができる（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分があつた日の翌日から１年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に　を被告として（訴訟において　を代表する者は　となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。	様式第二 （略） 〔Ⅰ〕　（略） 〔Ⅱ〕　審査請求又は処分の取消しの訴え この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取つた日の翌日から起算して３か月以内に　に、審査請求することができる（なお、本証を受け取つた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法を定めるところにより、本証を受け取つた日（当該処分につき、審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に、　を被告として（訴訟において　を代表する者は　となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本証を受け取つた日又は裁決の日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分の日又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十九号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転者等台帳） **第五十一条の二十三**　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとに、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載した運転者等台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。 一～三　（略） 四　道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項 イ　運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限 ロ・ハ　（略） 五～八　（略） 2　（略）	（運転者等台帳） **第五十一条の二十三**　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとに、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載した運転者等台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。 一～三　（略） 四　道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項 イ　運転免許証の番号及び有効期限 ロ・ハ　（略） 五～八　（略） 2　（略）

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（点呼等） **第二十四条**　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一～四　（略） 2　（略） 3　一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあつては、電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一・二　（略） 4～7　（略）	（点呼等） **第二十四条**　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一～四　（略） 2　（略） 3　一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあつては、電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一・二　（略） 4～7　（略）

（乗務員等台帳及び乗務員証）

第三十七条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第十号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十一号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（第三項において「免許情報記録」という。）の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十一　（略）

2　（略）

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一～三　（略）

四　運転免許証又は免許情報記録の有効期限

4・5　（略）

第三条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（乗務員等台帳及び乗務員証）

第三十七条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第十号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十一号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十一　（略）

2　（略）

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一～三　（略）

四　運転免許証の有効期限

4・5　（略）

改正前

（登録事項の変更等の届出）

第五条　（略）

2　前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。

届出をすべき場合	書面	添付又は提示の別
一・二　（略）	（略）	
三　法第五条第二項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料	提示
四　（略）	（略）	
五　法第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料	提示

改正後

（登録事項の変更等の届出）

第五条　（略）

2　前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。

届出をすべき場合	書面	添付又は提示の別
一・二　（略）	（略）	
三　法第五条第二項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証	提示
四　（略）	（略）	
五　法第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。	第二種運転免許に係る運転免許証	提示

（事業者乗務証の様式及び交付）

第三十条　（略）

２　（略）

３　前項の申請をする場合には、当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

（事業者乗務証の記載事項の訂正）

第三十一条　（略）

２　（略）

３　前項の申請をする場合には、事業者乗務証及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、訂正を受けようとする記載事項が運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期限に係るものであるときは、その運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

（事業者乗務証の再交付）

第三十三条　（略）

２　（略）

３　前項の申請をする場合には、当該申請に係る事業者乗務証（当該事業者乗務証を失つたときは、その事実を証する書面）及び当該タクシー事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の法第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

第一号様式（その一）中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に改める。

第一号様式（その二）、第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六号様式から第十号様式の三まで及び第十三号様式中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に改める。

第十四号様式及び第十五号様式中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十六号様式及び第十七号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　指定試験機関等	第四章　指定試験機関等（第三十五条―第六十一条）
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第五章　（略）	第五章　（略）
附則	附則

（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十　（略）

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第一号様式（その一）、第一号様式（その二）、第二号様式、第四号様式から第十号様式の三まで及び第十三号様式から第十七号様式までによる申請書、証明書その他の文書は、第三条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十　（略）

２・３　（略）

告　示

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十二号
(三) 占用を制限する区域　吉野川市川島町川島字王子六五九番地先から同市川島町川島字王子六四九番一地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十四日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域　熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字沖田六七番六から同町大字岩城字浜崎二一二三番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十五日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域　大分市大字神崎字浪掛一二六九番一から同市大字神崎字梶原一二二四番三まで
大分市大字鴛野字笹越五四番から同市大字旦野原字山ノ口一〇一五番一まで
大分市大字鴛野字笹越五四番から同市大字旦野原字山ノ口一〇一三番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十五日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域　佐伯市弥生大字江良字椎ノ木元一五五番一から同市弥生大字江良字椎ノ木元一五九番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十五日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日　　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
大分県玖珠郡九重町大字後野上字西一四一番二地内	
大分県玖珠郡九重町大字野上字平家山四三〇二番一地内	
大分県玖珠郡九重町大字野上字樫原四一二四番一から同町大字野上字樫原四一二五番一まで	
大分県玖珠郡九重町大字野上字藤ノ尾四〇七四番八六から同町大字野上字藤ノ尾四〇七四番九二まで	
大分県玖珠郡九重町大字野上字藤ノ尾四〇七四番四二から同町大字野上字湯牟田三九珠郡〇三番九一重町大字野上字藤ノ尾四〇七四番四二から同町大字野上字湯八町まで	
由布市湯布院町川西字ユムタ二一五一番一地内	
由布市庄内町櫟木字山本二五一番三から同市庄内町櫟木字馬地一九八番二まで	
由布市庄内町大龍字原口二一八八番一から同市庄内町大龍字台二〇六七番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十五日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県横編ニット製造業最低工賃（令和４年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年３月24日　　福島労働局長　井口　真嘉

福島県横編ニット製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　福島県の区域内で横編ニット製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　手動編機による編立ての業務　次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格						金額
		そで 長さ	そで 種類	編み方	糸の種類	2,54センチメートル当たりの針の本数	サイズ	
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	789円
		長そで						940円
	丸首無地カーディガン	半そで						937円
		長そで						1,101円

⑵　リンキングミシンによるかがりの業務　次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格						作業部位	金額
		そで 長さ	そで 種類	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ		
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	襟、肩、そで及びわき	282円
		長そで							312円
	丸首無地カーディガン	半そで							446円
		長そで							495円

⑶　オーバーロックミシンによる縫製の業務　次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格						作業部位	金額
		そで 長さ	そで 種類	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ		
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	肩、そでわき及びそで口（襟を除く）	92円
		長そで							106円
	丸首無地カーディガン	半そで							118円
		長そで							131円

⑷　手かがり（糸始末を含む）の業務　次の表の品目欄、2,54センチメートル当たりの針の本数欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		2,54センチメートル当たりの針の本数	作業部位	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー又は丸首無地カーディガン	7	襟、そで及びすそ	167円

4　効力発生の日　令和７年５月１日